



全社高障福発第 138 号③  
日本セルフ発第 30-143 号③  
平成 30 年 7 月 2 日

都道府県・指定都市 障害保健福祉部（局）長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国社会就労センター協議会  
会長 阿由葉 寛  
認定特定非営利活動法人日本セルフセンター  
会長 高江 智和理  
<公印略>

**「優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）  
の普及・啓発及び活用促進について**

～6月27日は「優先調達推進法の日」、6月20日～7月20日は「優先調達推進法月間」です～  
平素より両会事業の推進につきまして、ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行されてから 5 年が経過しました。この間、優先調達推進法の趣旨にご賛同いただき、行政機関からの調達件数・金額ともに増加傾向にあります。一方で、1 件あたりの発注金額が前年度と比べ減少するなど、新たな課題も生じています。また、毎年度策定することが義務付けられている調達方針については、年度当初の策定率が低い状況も見られます（平成 29 年 5 月 31 日時点での調達方針策定状況：70.0%）。

全国社会就労センター協議会及び日本セルフセンターでは、**優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 ヶ月間を「同月間」として、優先調達推進法の活用や法の精神について考える契機とするべく、周知・広報に務めて参りました。**

本年度も、「優先調達推進法の日・月間」を同法の普及・啓発および一層の活用につなげるべく、全国の障害者就労支援施設・事業所関係者および自治体関係者に対して周知・広報を継続していくこととしております。

つきましては、貴管下市町村関係部課への優先調達推進法のより一層のご活用について周知方ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、関連ポスターとパンフレットを各 1 部同封いたします。ご入り用であれば、必要部数を提供いたしますので下記問合せ先にご連絡ください。

**<お問い合わせ先（事務局）>**

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局〔担当：安藤、寺西、小高〕

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp

<http://www.selp.or.jp/yusen/index.html>（※ポスター・パンフレット掲載あり）